

政府の閣議決定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月二十日

小西洋之

参議院議長 山崎正昭殿



政府の閣議決定に関する質問主意書

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（以下「周辺事態法」という。）第二条第二項が「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。」と定める趣旨は何か。

二 政府の見解として、「一般に、閣議決定は、法令の範囲内においてなされるものである」としているものと承知しているが、これは、周辺事態法第二条第二項を含め全ての法令について、内閣は、法令に違反する、あるいは、矛盾・抵触する閣議決定を行うことはないとの理解でよいか。

右質問する。

